

子育て支援と国民負担率

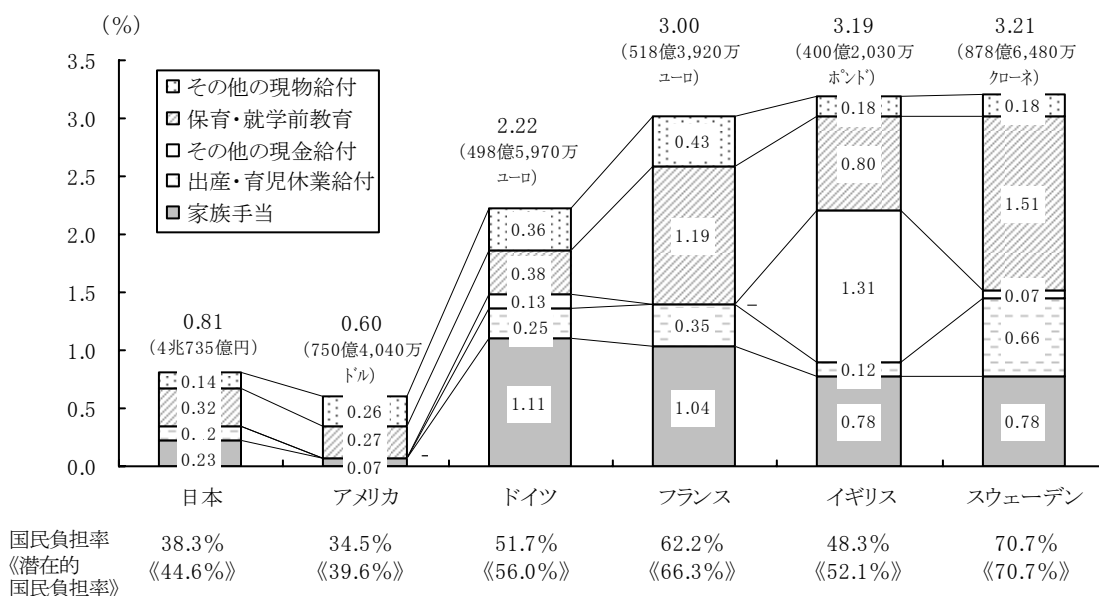
松田 茂樹

＜少ないわが国の家族関係社会支出＞

合計特殊出生率（以下「出生率」）が1966年のひのえうまを下回った1990年の1.57ショック以降、既に20年近く、わが国では子育て支援の拡充を行ってきた。具体的な施策としては、例えば、保育サービス、育児休業、地域子育て支援、仕事と家庭の両立支援などがあげられる。しかしながら、2009年の出生率は1.37にとどまり、いまだ出生率の本格的な回復基調はみられない。なぜ、子育て支援をしながら、一向に出生率は回復しないのだろうか。その理由は、従来行ってきた子育て支援の内容自体にもあるのだが、それ以上にわが国の子育て支援に十分な費用が投じられていないことにある。

図表1は、2005年時点における各国の家族関係社会支出の対GDP比を比較したものである。家族関係社会支出とは、各国が家族手当、出産・育児休業給付、保育・就学前教育、その他の現金・現物給付のために行った支出を指す。図から明らかなおとおり、手厚い子育て支援を行っていて出生率も上昇したフランスは3.00%、イギリスは3.19%、スウェーデンは3.21%といずれも3%以上である。それに対してわが国の同支出は0.81%で、それらの国々の約4分の1に過ぎない。これではいくら子育て支援のメニューを拡充しても、個々の施策は量的に不十分なものにならざるをえない。2010年度には子ども手当の半額支給が開始されたが、子どもの扶養控除が廃止される分を引けば、わが国の家族関係社会支出が大幅に増加することはない。家族関係社会支出が少なければ、十分な子育て支援を望むべくもない。

図表1 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2005年)



注：カナダとイタリアは省略。

資料：内閣府『平成22年版子ども・子育て白書』（2010）

<実は国民一人ひとりの負担が低い>

深刻な少子化であるのに、なぜわが国の家族関係社会支出を欧州諸国並みまで増額することができないのだろうか。その理由は、わが国の国民負担率にある。国民負担率は国民所得（＝国民が稼いだお金）のうちどの程度の割合が税と社会保障として徴収されているかということであらわすものである。図表1のとおり、国民負担率はわが国が38.3%であるが、フランスが62.2%、イギリスが48.3%、スウェーデンに至っては70.7%と高い。潜在的国民負担率（税金と社会保険料に財政赤字を加えた額が国民所得に占める比率）についても、同様の傾向がある。家族関係社会支出が多い国は、国民もそれに見合った水準の負担をしているのである。わが国は、国民負担が低いために、子育て支援も量的に弱くなっているということだ。少子化が深刻なわが国においては子育て支援を拡充することが求められているが、そのためには見合った国民負担が必要である。なお、わが国同様に国民負担率が低い国にアメリカがある。家族関係社会支出は少ないが、アメリカはもともと出生率が高いので、少なくとも少子化対策のために家族関係社会支出を増やす必要性はない。

それでは、わが国の国民負担率が低いのは、一体、誰の負担が低いからなのだろうか。ここでは、税を取り上げよう。各国の税率が図表2である。負担者には大きく分けて個人と法人がある。まず、後者をみると、法人所得税率は、ここにあげた国のうち日本は40.69%でアメリカと並び高い。フランスは33.33%、イギリスとスウェーデンは28%である。また、法人税負担、固定資産税その他の税負担、社会保険料の事業主負担などを合計した、わが国企業の総合的な公的負担の割合は50.4%に達しており、国際的にみて非常に高水準である（経済産業省『企業の公的負担に関する国際比較調査平成21年度』2010）。わが国は企業の税金の負担が低いわけではないといえる。

問題は、個人の負担にある。付加価値税（日本の消費税に相当）の標準税率は、日本は5%であるが、

図表2 各国の税率

	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
付加価値税の標準税率(%)	5	8.875	19	19.6	17.5	25
個人所得課税						
最低税率(%)	5	10	14	5.5	20	32.52
最高税率(%)	40	35	45	40	40	56.52
最高税率(%) 地方税を含めた場合	50	47.6	47.475	48	-	-
個人所得税額 (夫婦と子ども2人の世帯、単位:万円)	45.9	82.1	113.2	81.1	145.1	-
法人所得税率(%)	40.69	40.75	29.41	33.33	28	28

注1：スウェーデンの法人所得税率は2008年4月時点、それ以外は2010年1月時点。－は不詳。

注2：アメリカの付加価値税率と個人所得税率は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計。

注3：個人所得税額は年収700万円の夫婦と子ども2人の世帯の場合の税額。スウェーデンは国税と地方税の合計。

注4：法人所得税率は、国税と地方税を合わせた実効税率。アメリカはカリフォルニア州。

資料：財務省、日本貿易振興機構、KPMG 税理士法人のホームページより筆者作成

他の国は高い。欧州諸国は20%前後で、中でもスウェーデンは25%にのぼる。個人所得課税についてみると、わが国で引き上げが議論される最高税率は実は欧米並みであり、低いのは最低税率や夫婦と子ども2人などいわゆる典型的世帯の所得税である。

ここでは、紙幅の都合から社会保険料の比較を行ってはいないが、少なくともわが国における国民負担率の低さは、一般的な国民一人ひとりの税負担の低さに一因があるということはいえる。社会・経済の持続を危うくしている少子化を克服するためには子育て支援の拡充が不可欠であるが、そのためには国民一人ひとりが今以上に税負担をする必要があるというのが現実である。

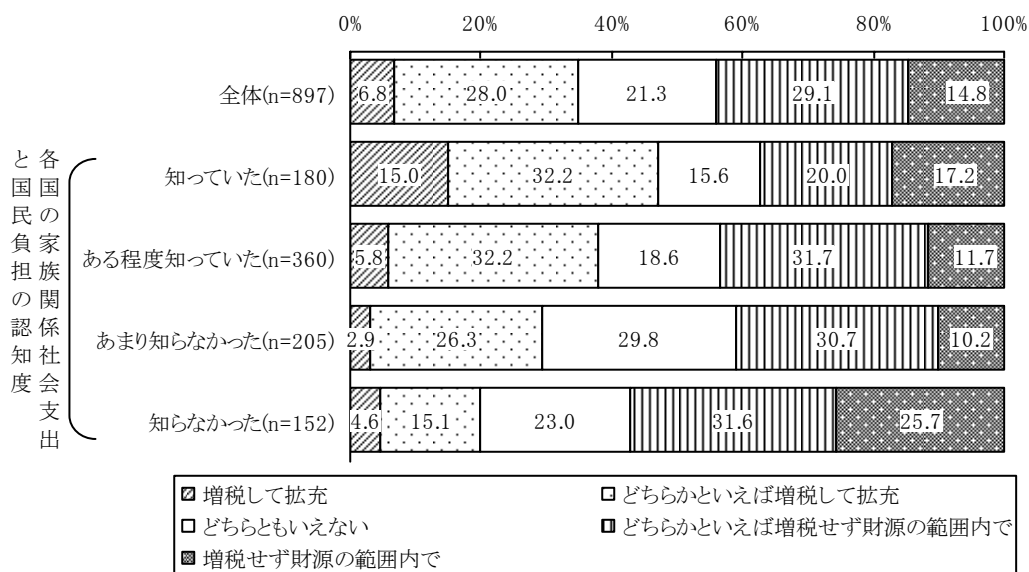
<現状を知っている人ほど国民負担に理解>

しかし、消費税をとってみても、先の参議院選挙における首相の消費税増税発言をめぐる反応から、国民の増税に対するアレルギーは依然として強いといえる。それは子育て支援を受ける側になる年齢層においても同様である。増税と子育て支援の拡充のバランスに対する希望を尋ねると、34.8%が増税して拡充することを支持するが、43.9%は増税をせずにいまある財源の範囲内で行うことを求めている(図表3)。子育て支援の拡充のために必要な国民負担を行うためのコンセンサスづくりが課題である。

この点に関して当研究所のデータから興味深い結果がある。図表1に示したような各国の家族関係社会支出と国民負担の関係——すなわち家族関係社会支出が多い国は、国民負担率も高いということ——を知っていたものほど、増税をして子育て支援を拡充させることを支持している。国民負担への理解が低い背景には、国民には判断するだけの正確な情報が届いていないことがある。

子育て支援の拡充は待ったなしである。国が子育て支援と国民負担の関係についての正確な情報を発信することが、子育て支援の拡充とそのため国民負担についてのコンセンサスづくりに寄与するといえよう。

図表3 増税と子育て支援の拡充のバランスに対する希望(全体、各国の家族関係社会支出と国民負担の認知度別)



注：第一生命経済研究所が、2009年に25～39歳の男女を対象に実施したインターネット調査による結果。